

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学基本組織規則第16条第3項の規定に基づく室としてプレジデントオフィスの下に設置される東京大学キャンパス経営室（以下「室」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 室は、中長期的視点、全学的視点及び経営的視点から、本学の保有する又は取得予定の土地及び施設（以下「土地等」という。）の有効活用並びに土地の取引に関する事項について検討し、総長への助言及び全学的な提言を行うため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) キャンパスマスタープラン（中長期的なキャンパスの整備及び有効活用に係る基本的な計画をいう。）に関する企画立案
- (2) 土地等の有効活用並びに土地の購入、売却及び交換に関する企画立案
- (3) 土地等の有効活用で得られた収益の一部を原資とする土地等の安全対策及び資産価値の向上に資する施策に関する企画立案
- (4) 効果的かつ効率的な施設の整備、改修及び維持管理並びにそれらを実現するための全学的な体制の構築に関する企画立案
- (5) その他前各号に掲げる業務の実施に関し必要な事項

(組織)

第3条 室に、室長、副室長及び室員を置く。

- 2 室に、前条の業務に係る特定の事項を検討及び処理させるため、部会、ワーキンググループその他の組織を置くことができる。

(室長)

第4条 室長は、本学の理事、副学長又は執行役のうちから総長が指名する者をもって充てる。

- 2 室長は、室の業務を統括する。

(副室長)

第5条 副室長は、本学の教職員のうちから、室長が指名する者をもって充てる。

- 2 副室長は、室長を補佐する。

(室員)

第6条 室員は、本学の教職員のうちから、室長が指名する者をもって充てる。

(アドバイザー)

第7条 室に、室の業務の遂行に関し助言を行う者として、アドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、本学教職員以外の者であって、室の業務に関し専門的知見を有する者のうちから、総長が委嘱する。

(事務)

第8条 室の事務は、関係部署の協力を得て、本部施設企画課及び本部資産企画課において処理する。

(補則)

第9条 この内規に定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

- 1 この裁定は、令和8年8月1日から実施する。
- 2 土地の購入あるいは売却について（平成18年7月6日総長裁定）及び土地等活用ワーキンググループの設置について（令和3年7月15日総長裁定）は、廃止する。